

令和 6 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 6 日 開会

令和 6 年 3 月 2 1 日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 1 号)

令和 6 年 3 月 6 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年3月6日（水曜日）

◎開会日時 令和 6年 3月 6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和 6年 3月 6日 午前11時48分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和6年3月6日
午前10時 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 番 若杉 伸児 議員
2 番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定
3月6日 ～ 3月21日 16日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 入郷地区衛生組合議会議員
(3) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(4) 日向東臼杵広域連合議会議員
(5) 総務厚生常任委員長
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告 第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）
の報告について
報 告
- 日程第5 諮問 第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
答 申
- 日程第6 議案 第3号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案 第4号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案 第5号 公の施設の指定管理者の指定について
一括 提案理由説明
- 日程第9 議案 第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第10 議案 第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第11 議案 第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第12 議案 第9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第13 議案 第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第14 議案 第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第15 議案 第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 1 6 議案 第13号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 7 議案 第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 8 議案 第15号	美郷町災害見舞金等基金条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 9 議案 第16号	財産の無償貸付について
日程第 2 0 議案 第17号	財産の無償貸付について <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 2 1 議案 第18号	財産の無償譲渡について <u>提案理由説明</u>
日程第 2 2 議案 第19号	令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号） <u>提案理由説明</u>
日程第 2 3 議案 第20号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 4 議案 第21号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5 議案 第22号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6 議案 第23号	令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 7 議案 第24号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8 議案 第25号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9 議案 第26号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号） <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 3 0 議案 第35号	工事請負契約の締結について <u>提案理由説明</u>
日程第 3 1 議案 第27号	令和 6 年度美郷町一般会計予算
日程第 3 2 議案 第28号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3 議案 第29号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 4 議案 第30号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 3 5 議案 第31号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 3 6 議案 第32号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 7 議案 第33号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 8 議案 第34号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計予算 <u>提案理由説明 施政方針の説明</u>

会 議 録

令和 6 年 3 月 6 日
午前 10 時 00 分開会

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めましておはようございます。

令和 6 年第 1 回の定例会になります。よろしくお願いいたします。

今回の議会は田中町政 2 期目の折り返しの予算編成になります。新年度は町の重要計画である第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の 5 か年計画の最終年度であり、その成果が期待されます。人口減少の実態を踏まえた早急な対応が迫られていると思います。

また、災害復旧費は今年度当初より約 10 億円増の 24 億円の計上となっております。令和 4 年に発生しました災害の一刻も早い復旧を心待ちにしている町民も多くおられますので、早期完成を願うものであります。

執行部の皆様には、令和 6 年度も多くの積極的な施策が上げられております。執行部の皆様には十分な審議が行われるよう、御協力をお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、新年度の予算を編成する重要な議会ですので、活発な議論を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

ただいまから、令和 6 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番 若杉 伸児議員、2 番 早川 節夫議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長 山本 文男議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和 6 年第 1 回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び

日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期については、本日から３月２１日までの１６日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から３月２１日までの１６日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

それでは、会期は本日から３月２１日までの１６日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第３ 諸般の報告を行います。

本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので報告します。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

次に、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向・東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部地域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任委員長 山本 文男議員。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第７７条の規定により報告をします。

- | | |
|--------|----------------------|
| １．調査日 | 令和６年２月８日 |
| ２．調査場所 | 議会委員会室 |
| ３．調査目的 | 子育て支援センター運営状況 |
| ４．調査者 | 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員 |

5. 対 応 者 副町長、町民生活課長、他担当職員

6. 調査の概要

子育て支援センター運営状況の説明を受けた。

(考察)

子育て支援センターは、町外から来て知り合う場がないとの声がきっかけで設置をし、職員が行事を企画して毎月第2、第4火曜日を基本として月2回、10時から12時で開設している。

令和5年度の1月までの実績は15回開設し、保護者、子供を合わせた町内の利用者は延べ40名で1回当たり1から3世帯の利用であり、固定した利用者となっている。

また、町外からも2世帯延べ28名の利用があっている。

総合戦略の令和6年度の年間目標300組からすると利用者が非常に少ないが、利用対象者や子育て支援センターを必要としている世帯数の実態からすると、計画に対する評価は難しいように思える。

利用者の評価はよく、もっと開催日や時間を増やしてほしいとの要望があるが、これ以上増やすことは職員の負担が大きいのではできないとの説明であった。

職員が行事を企画しての開設は職員の負担が大きいと思うので、要望のあっている開催日や時間を増やすには、利用者の意見を聞くなどして利用者も一緒に行事を企画するなど工夫が必要であり、また、関係機関との連携など、開設方法の見直しが必要であると感じた。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教常任委員長 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

文教産業常任委員長 甲斐 秀徳議員。

【文教常任委員長 甲斐 秀徳】

文教産業常任委員会において、令和6年1月29日に、役場委員会室において、2件の調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

それでは、総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

まず1件目です。

1. 調 査 日 令和6年1月29日（水）
2. 調査目的 総合戦略計画の第1期実績と第2期経過について
3. 調 査 者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
4. 対 応 者 企画情報課長、他担当職員
5. 調査の概要

総合戦略計画の第1期実績と第2期経過について、説明を受けた

(考察)

第1期実績はある程度の成果があったと捉えているとの説明であった。しかし、平成30年度の社会人口の減少が目標の数値の40人より103人と多くなっている

る。

また、2040年の第1期の人口目標3,600人に対して、国立社会保障・人口問題研究所の予測では3,173人と、第2期では、人口目標を3,000人と下降修正しているが、同予測では2,636人と大きく減少している。

第2期の基本目標の経過では、移住者の目標が5年間で30人に対して、3年間で29人の実績で、目標を大きく上回る見込みとなっている。

出生数は、5年間で50人に対して3年間で18人の実績となっている。

第2期の途中経過の事業評価は44事業中30事業が効果が期待されるとなっているが、現状では人口減対策の効果は現れていないようである。

次期計画については、行政だけではなく町民の意見を取り入れて策定するとの説明があった。

委員からは、「今までの実績を検証して、次期計画の策定をする必要がある。もっとUターンが増える事業に力を入れるべきである。第1期の新規農林業者の実績は59人と目標を大きく上回っているが、そのうち農業は6名と少ないので、農業者確保の事業の充実を求める」との意見が出された。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町にとって一番重要な人口問題解決の計画であると認識している。非常に困難な事業であることは承知しているが、町民一丸となって取り組み、少しでも成果を上げることが期待する。

次に、2件目です。

1. 調査目的 学校での不登校やいじめの対応状況
2. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
3. 対応者 教育課長、他担当職員
4. 調査の概要

学校でのいじめや不登校等の未然防止とその解決を図り、学校では困難な事案への迅速な対応を行うため、教育支援センターに令和5年6月からスクールカウンセラーを配置したとの説明があった

(考察)

各学校月1回の定期巡回を行い、児童・生徒のみならず保護者の相談にも対応している。現在、新たに大きな問題の発生はなく、未然防止が図られている。

また、スクールカウンセラーを配置したことにより、過去は校長や教頭が対応に追われていたことが解消され、業務に専念できるとの説明を受け、一定の成果があるようである。

一方で、スクールカウンセラーによる対応については子供の将来に大きな影響を与えることも考えられるため、関係機関とのしっかりとした連携は必要不可欠であると感じた。

家庭内トラブルについては、町の要保護児童等対策地域協議会や児童相談所など他の機関と連携し対応をしているとこのことであった。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）の報告について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。

宇納間地蔵大祭も盛会に終わり、本日、今日から21日までの16日間の会期をもって、令和6年美郷町議会定例会の開催であります。

今回、33件の議案を提案しております。

その中で、特に予算等審査特別委員会を開催していただき、令和6年度各会計の予算審議をしていただくことになっております。職員一丸となって町民の福祉の向上のために頑張りたい所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第1号の報告を終わります

日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について町長より提案理由の説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和6年6月末をもちまして任期満了となります。

南郷在住の若田徳子氏は、令和3年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております。若田徳子氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き、再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見

を求めるものであります。

なお、委員の任期は３年となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第１号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

日程第６ 議案第３号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第７ 議案第４号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第８ 議案第５号 公の施設の指定管理者の指定について

お諮りします。

議案第３号から議案第５号までの３件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第３号から議案第５号までの３件は一括議題にすることに決定しました。

３件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第3号、議案第4号、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について、一括して提案理由を申し上げます。

町では、施設の設置目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し管理を行っておりますが、このたび美郷町西郷デイサービスセンター、美郷町西郷いきトレーニングセンター、美郷町南郷高齢者生活福祉センターの指定管理者の管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、この3つの施設について、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会より申請がございました。

その後、指定管理者選定委員会による審査を経て、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年であります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第9 議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年度スマート農業等生産団地創出支援事業で購入しました農業用機械の使用料を徴収するため、改正を行うものであります。

なお、使用料の算定については、ほかの自治体の使用料、今後のメンテナンス費用を基に決定したところであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 那須 富重】

日程第10 議案第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 7 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

第 1 条の改正は、中小屋天文台等施設及び中小屋キャンプ場等施設の使用料を、施設設備やサービスの質を向上するため、そして物価高騰等の情勢を鑑み変更するものです。併せて、パターゴルフ施設及び貸出テント老朽化による各サービスの廃止、車を横づけしてキャンプを楽しむオートサイトサービスの開始に当たり、別表第 3 にあるとおり改定するものです。

第 2 条の改正ですが、石峠レイクランド交流施設については、令和 5 年 7 月から新たな指定管理者となったことを受け、施設を広く P R するに当たり、美郷町にある施設としてより明確にするため、別表第 1 及び別表第 3 にある名称を「美郷レイクランド交流施設」に変更する改正です。

平成 1 5 年度に旧西郷村において整備された「造次郎フライトパーク」については、現在の利用状況や管理体制を考慮し、地元若宮区の利用や管理下にある実態に鑑み、別表第 1 から当該部分を削除し、当該施設の土地所有者である若宮区へ移管することによる改正です。

山草森林交流施設コテージ、石峠レイクランド交流施設コテージについては、施設設備やサービスの質を向上するため、使用料について変更する改正です。

美郷町南郷高齢者生活福祉センターについては、美郷町南郷高齢者生活福祉センター運営規則におきまして使用料を定め徴収しておりますが、公の施設条例での明記がなかったため、条例改正を行い使用料の明記を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 3 月 1 1 日に総括質疑を行います。

【議長 那須 富重】

日程第 1 1 議案第 8 号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 8 号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

このたび、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で 1 期とした第 9 期介護保険事業計画を策定し、保険料の必要額を算定したところです。保険料の段階区分につきましては、現行の 1 2 段階から国が示す多段階化の 1 3 段階となっております。

なお、介護保険料の基準額となる第 5 段階は、今後の介護給付費の見込や高齢者人口の推移等将来推計を基に算定した結果、第 8 期の基準額と同額（月額 6, 3 8 0 円、年額 7 万 6, 5 6 0 円）となっております。

今回の条例改正は、第 9 期計画を策定したことによる関連する条文等の改正を行うものであります。

なお、低所得者層に該当する第 1 段階から第 3 段階におきましては、新年度において軽減措置を行うこととなります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 3 月 1 1 日に総括質疑を行います。

日程第 1 2 議案第 9 号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 9 号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

南郷神門地区の「米上 B 団地」1 棟 2 戸は、昭和 5 4 年に建設された町営住宅です。この住宅は建設から 4 5 年が経過し、老朽化による破損が進んでいたため、取り壊し撤去いたしましたので、本条例の別表により削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 3 月 1 1 日に総括質疑を行います。

日程第 1 3 議案第 1 0 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

南郷上渡川地区の渡川本村団地1棟1戸は、昭和54年に建設された町営賃貸住宅です。この住宅は建設から45年が経過し、老朽化による破損が進んでいたため、取り壊し撤去いたしましたので、本条例の別表より削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第14 議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日に施行されたことに伴い、関係する美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例を改正する必要性が生じたため、改正するものです。

法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市区町村からの指導・勧告の対象となり、現行の「適切な管理の努力義務」に「国、自治体の施策に協力する努力義務」が加わえられたことから、より一層の所有者の債務強化と特定空家化を未然に防止する管理の確保を図るため、改正するものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第15 議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

活用しようとする空き家の改修費用は、物件の状態により異なり、状態がよければ改修費用は安く、悪ければ高くなります。使用料については、現行において上限額が定められているものの、改修にかかった費用が大きいほど使用料が高くなる算定であり、公平な使用料とは言えない状況にあります。そこで、公平性を保つために使用料を定額にする改正を行うものです。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第16 議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例について、提案理由を申し上げます。

令和6年4月1日に町立南郷小学校と南郷中学校を統合し、義務教育学校として開校することになりましたので、町立学校等に関連する条例を改正するものです。

第1条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第2条は、学校給食施設の設置について、美郷町公の施設条例と美郷町立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の2つに規定されていますので、美郷町公の施設条例から削除するものであります。

第3条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第4条は、西郷義務教育学校の整備の際に田代幼稚園から西郷幼稚園に改名していただきましたので、今回、改正するものです。

第5条から第8条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第9条の改正は、附属機関としての目的が達成されたため、廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第17 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものでありました。このため、本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

日程第18 議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例について、提案理由を申し上げます。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。

本町におきましても令和4年台風14号が大きな爪痕を残し、加えて昨年の台風6号により、新たな災害が発生しました。国や県等の関係機関と連携し、一日でも早い復旧に取り組んでいるところでありますが、災害規模が大きいこともあり、町民の皆様には御不便をおかけしているところであります。美郷町地域防災計画では、第2編第4章災害復旧・復興計画の第4節被災者の生活再建等の支援の中で、災害復興基金の設立をうたっています。

そこでは、町は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるため、災害復興基金について検討するよう定めています。今回の基金は、その一環として、住民の安心で安全な暮らしの実現を目指し、生活再建の一助として支給する見舞金等を、被災地のニーズと地域ごとの特性を踏まえて支給する資金に充てるため、設置するものであります。

今後の運用に当たっては、公平を期するため、宮崎県安心基金、支援金等の基準を踏まえ、住民代表による委員会を設置して実施要綱・支給内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第19 議案第16号 財産の無償貸付について

日程第20 議案第17号 財産の無償貸付について

お諮りします。

議案第16号から議案第17号までの2件を、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号及び議案第17号 財産の無償貸付について、一括して提案理由を申し上げます。

歯科診療所の医師住宅につきまして、北郷歯科診療所は専用の住宅を使用していますが、南郷歯科診療所は専用の住宅がないため、通常利用されていなかった南郷診療所の医師住宅を使用しております。この施設について、所管替えを行い、令和6年度から南郷歯科診療所の医師住宅として活用したいと考えております。それぞれの歯科診療所の医師住宅を確保するに当たって、歯科診療所の円滑な運営ができるよう、無償貸付したく、議会へ提案するものであります。

なお、現在は住宅使用料として、いずれも年間18万円を徴収しておりますが、診療所の指定管理委託料として年間18万円と同額を支出している状況にあります。住宅が無償貸付となった場合は、令和6年度以降の指定管理委託料は支出しないこととする予定であります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第21 議案第18号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第18号 財産の無償譲渡についての提案理由を申し上げます。

議案第7号で御説明しましたように、平成15年度に旧西郷村において整備された造次郎フライトパークについて、現在の利用状況や管理体制を考慮し、地元若宮区の利用や管理下にある実態に鑑み、美郷町公の施設条例から削除することに伴い、同敷地内にある屋外トイレについて、現在の利用状況や管理体制を考慮し、土地所有者である若宮区に無償譲渡するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第22 議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について、説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる不用額の更正が主なものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億7,027万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ97億9,320万6,000円とするものであります。主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

初めに、町税に1億円8,756万1,000円を追加しました。これは、固定

資産税の決算見込額による１億８，３４６万１，０００円の増額が主なものです。

次に、地方譲与税に１，０２６万３，０００円を追加しました。地方揮発油譲与税に１５１万８，０００円、自動車重量譲与税に８７４万５，０００円を追加しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。法人事業税交付金３３９万２，０００円を追加しました。

次に、国庫支出金から４億９，２４６万８，０００円を減額しました。これは、災害復旧費、国庫負担金のうち公共土木施設災害復旧費負担金から事業費確定見込みに伴い４億５，００２万８，０００円を減額したことが主な要因であります。

次に、県支出金に３億２１０万５，０００円を追加しました。各費目とも事業費の確定見込額による補正が主な要因ですが、うち農地・農業用施設災害復旧事業補助金１億４，７４９万４，０００円の追加、林道施設災害復旧事業補助金１億７，８３２万１，０００円の追加が主なものであります。

次に、寄附金から１，１００万円を減額しました。これは、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金及び美郷版ふるさと応援寄附金の減によるものです。

次に、基金繰入金から７億３，６３８万２，０００円を減額しました。歳出全般の減額やふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を減額したことが主な理由です。

最後に、町債から２億９，３１０万円を減額しました。これは災害復旧事業などの、各種の事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。初めに、総務費から全体で７，３９０万７，０００円を減額しました。

主なものとしては、一般管理費及び財産管理費の職員人件費の減額、企画費の空家対策事業費やクラウドファンディング型ふるさと応援事業補助金の減額による１，５４７万円の減額、ＣＡＴＶセンター運営費のサブセンター機器更新工事費の不用額の減によります２，６０８万円の減額などが、主な要因であります。

次に、農林水産業費から１億９３１万５，０００円を減額しました。農業振興費や畜産業費を主にして、農業費全体で３，１３２万円２，０００円を減額し、林業費からは７，７２９万３，０００円を減額しました。水産業費においても７０万円を減額しました。

次に、商工費から３２６万５，０００円を減額しました。観光振興費の第三セクター清算補助金８００万円の追加はありましたが、商工振興事業や速日鉱山施設管理費の不用額更正があったために、全体では減額となりました。

次に、土木費から５，８９９万７，０００円を減額しました。これは、道路新設改良の防災・安全交付金事業や一般住宅対策費の事業費確定見込みに伴う減額補正が主のものであります。

次に、消防費から６３７万円を減額しました。防災無線施設費の防災無線施設管理費４８９万円の不用額更正が主な理由であります。

次に、教育費から２，８３２万８，０００円を減額しました。これは、各種職員人件費の減額と高校生スクールバス購入費の不用額更正が主な理由であります。

次に、災害復旧費から６億５，４８９万５，０００円を減額しました。事業費の確定見込みにによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて３５０万円を減額しました。

最後に、諸支出金から１２０万４，０００円を減額しました。特別会計繰出金の減額補正によるものです。

また、繰越明許費につきましては、第2表のとおりであります。物価高騰の影響により、労務者や資材等の手配に不測の日数を要したことや、台風6号災害対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越し理由であります。

地方債の補正のつきましては、第3表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第23 議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第24 議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第27 議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

お諮りします。

議案第20号から議案第26号までの7件を、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの7件は一括議題とすることに決定しました。

7件につきましては、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ1,707万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,947万8,000円とするもので

あります。それでは、歳入歳出それぞれの主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算につきましてです。

国民健康保険税から262万1,000円の減額、これは、被保険者数の減少に伴うものであります。続いて、県補助金の特別交付金から1,164万8,000円の減額、これは、保険者努力支援交付金や特別調整交付金など、それぞれ算定見込額へ補正するものであります。

また、一般会計繰入金につきましても、金額が算定されたことに伴い、保険基盤安定繰入金など合計189万7,000円を減額しております。

続いて、歳出予算につきましては、支出額がおおむね見込まれる経費について、それぞれ減額の補正を行っております。

基金積立金につきましては、先ほど御説明した歳入予算の減額に伴って1,581万7,000円減額するものであります。

また、償還金として、過年度分の普通交付金返還金を1万6,000円追加、さらに、繰出金として、算定結果に応じた直営診療施設繰出金を合計37万8,000円追加の予算を計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,071万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,110万4,000円とするものです。今回の補正の主な内容です。

歳入です。保険給付費の実績見込みに伴う交付額変更により、社保支払基金交付金5,784万7,000円の減額となっております。

歳出です。保険給付費、地域支援事業費の各サービス費の過不足を調整した結果365万円を減額いたしました。社保支払基金交付金の減額により、不足する財源を介護給付費準備積立基金へ積立予定の5,000万円と予備費で調整いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,765万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎え宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決めたことによる予算額の調整と令和4年度の事業確定に伴う一般会計への繰出金の補正であります。補正の主な内容です。

歳入です。広域連合の各種負担金等の決定により一般会計繰入金の財源更正を行い137万6,000円を増額いたしました。

歳出です。広域連合納付金を142万6,000円増額し、令和4年度の事業確定に伴う一般会計への繰出金として577万円を予備費より充当いたしました。

以上で、説明を終わります。

議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,100万1,000円とするものであります。

歳入でございます。現年度水道使用料から実績見込みにより24万円を減額するものであります。

歳出でございます。簡易水道財産管理費の需用費から簡易水道施設維持管理費の電気料130万円を減額し、簡易水道事業債償還利子に1万7,000円、予備費に104万3,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,132万8,000円を追加し、予算の総額を3億337万2,000円とするものです。

歳入です。まず、災害復旧事業の県補助金を67万円2,000円の減額と地方公営企業災害復旧事業債5,200万円の起債を計上しています。

歳出です。一般会計繰出金に5,132万8,000円を追加しました。現予算では昨年度の台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧費には補助金と一般会計繰入金を充てておりますが、今回、起債において歳入補正を計上しましたので、相当額を一般会計へ繰り出すものであります。その他、農業集落排水事業施設維持管理費の電気料330万円を減額し、集落排水事業債利子1万4,000円、予備費に328万6,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

議案第25号 令和5年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,063万4,000円とするものであります。

歳出補正の主なものです。職員人件費不要分265万円の減額であります。

歳入補正の主なものです。繰入金25万9,000円の増額及び診療収入255万9,000円の減額であります。

以上で、説明を終わります。

議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出については2,332万5,000円の減額補正を行うものであります。主な内容につきましては、人件費や経費の実績による減額であります。賞与引当金につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴って、次年度の引当金を引き上げております。

また、資本的収入におきましては、中山間地域の持続可能な医療提供体制構築推進事業費補助金の交付決定に伴い、減額補正を行っております。

支出に関しましては、事業完了等に伴い減額補正を行っております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

日程第30 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第35号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和5年度、令和4年債台風14号2号箇所奥地林道度川大藪線の災害復旧工事であります。

去る3月1日、町内Aクラスの6業者による指名競争入札を行った結果、議案書のとおり株式会社南郷開発代表取締役 岩田進一と5,137万円で工事請負契約を締結するものであります。

被害箇所につきましては、大型ブロック積みや現場吹きつけのり枠モルタル吹付けを施工し復旧することとしております。

以上、今回、発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

それではここで休憩といたしたいと思いますが、5分を目安にしたいと思います。

11時5分からの再開とします。

(休憩：5分間)

(再開：午前11時05分)

【議長 那須 富重】

皆さんおそろいようですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第31 議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算
日程第32 議案第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33 議案第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第34 議案第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第35 議案第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業
特別会計予算

日程第36 議案第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

日程第37 議案第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算

日程第38 議案第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第27号から議案第34号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第34号まで8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和6年度美郷町施政方針。

本日、令和6年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政の運営に臨む私の所信と主要政策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

さて、我が国の経済はコロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあります。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られます。しかしながら、他方で賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然として力強さを欠いています。

こうした中、政府はデフレ完全脱却のため、総合経済対策を策定し、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図ることとしております。今後の経済財政運営に当たっては、この対策を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、新しい資本主義の旗印の下、課題の解決に向けた取組、それ自体を成長のエンジンに変えることで民需主導の持続的な成長、そして成長と分配の好循環の実現を目指しています。

一方、本町では産業分野全般における後継者問題や従業員不足、農業においては

耕作放棄地の増加、畜産業においては飼料価格の高止まりなど、基幹産業を取り巻く状況に好転の兆しは見えておりません。また、令和4年9月に発生した台風14号の災害に加え、令和5年8月に発生した台風6号の災害により、町道や林道、農地や農業施設等の災害復旧工事は、令和6年度以降も継続せざるを得ない状況であります。

このような中、私としましては全ては町民のためにを基本に、諸課題に真摯に向き合いながら、地方自治の本旨に基づいて効果的な施策を推進してまいり所存であります。

喫緊の課題となっている町道等の災害復旧工事につきましても、引き続き、国や県と十分に協議を行い、建設業と連携を図りながら、迅速かつ着実に実施してまいります。また、美郷町では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域課題解決や交流人口、関係人口の増加による定住が促進されるための計画である美郷町地区別定住戦略、通称「ちくせん」を策定し、令和5年度から町内24の全ての行政区で地区が主体となった計画の実践が始まりました。これまで顕在化していた地区の課題に対して少しずつではありますが、自分事化として目が向けられるようになっており、各地区での人口減少対策、地域課題解決、交流関係人口増加の3つの目的に沿って様々な事業が展開されています。

今後も、各地区との対話の場の設定など相互の信頼関係を築きつつ、無理せず前向きに、そして自分事化にできる「ちくせん」事業を推進してまいります。この取組は短期間で結果が出るような取組ではなく、まだ種をまいた段階であり、継続は力なりを基本姿勢に、この取組が住んでよかった、住み続けたいと感ずることができるようまちづくりにつながるよう誠意、努力してまいります。

美郷町になり18年目を迎えました。時代の流れに対応できるまちづくりとともに、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指してまいります。

以下、主な政策につきましてもその概要を御説明申し上げます。

1、農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。

特に、担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や新規就農者育成総合対策等、国・県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。また、昨今の情勢を鑑みた支援を行い、栽培面積や飼養頭数、飼養羽数の維持、生産者の営農意欲向上に努めます。関連して、耕畜連携を推進し、循環型農業の確立を目指し、遊休農地の抑制、化学肥料低減、定着を図ります。

また、将来の農業や農地利用の在り方等を明確化する地域計画の策定を令和6年度中に完了し、本町農業の振興発展に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり、適切な森林施策を維持し、県が提唱する再造林率日本一を目指すため、特に伐採後の的確な更新を山林所有者や林業事業体に強く促していきます。これに伴う林業事業体の強化や担い手、後継者の確保、人材育成を含め、森林所有者の意識調査や大規模保安林化、作業道の整備等、様々な事業に森林環境譲与税を活用し実施してまいります。

椎茸や木炭等の特用林産物については、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る

政策により生産意欲を促し、生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護柵施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

6次産業化につきましては、美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想に基づき、産業の振興に取り組んでいるところであります。町内において栗加工施設が6次産業化の形態を達成している唯一の施設でありますので、町の6次産業化のモデルとして、栗のさらなる振興を図りながら、町全体の6次産業化推進のための財源を確保し、他の農産物の振興にもつなげてまいります。

2、商工業観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成や意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大、事業承継などを各種支援制度によって継続的に支援します。

今後も総合的な振興発展や社会一般の福祉の増進を担う地域唯一の総合経済団体である商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ、各種事業を展開してまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍も収束とはいかないものの、次のステージに入り、町内での各種観光イベントもコロナ禍前と同規模で開催することができており、コロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあります。また、町の新たな観光ブランドとして「DRIVE TO MISATO」を打ち出し、プロモーション活動を実施しており、その成果もあって美郷町の知名度や「DRIVE TO MISATO」の認知度も確実に上がってきたと感じています。今後も引き続き、プロモーション活動を継続し、町内に点在する観光景勝地や飲食店、宿泊等への周遊機会の創出を図るとともに、体験型・交流型のツアーの推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

3、道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより、道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国・県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し、再整備に努めてまいります。

国道につきましては、台風14号や台風6号により国道327号が甚大な被害を受け、国道388号が代替路として有効に機能したところであります。国道327号の一刻も早い全線復旧を切望するとともに、自然災害から住民を守る命の道として、国道388号の整備を改めて強く感じたところでありますので、門川町松瀬工区の早期の完成と北郷黒木川への早期の事業着手、南郷新屋敷工区の早期の工事完成を関係機関と連携しながら、要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都南郷線、宇納間日之影線、東郷西都線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

地方公共交通対策につきましては、通院や通学、買物など町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。現在、交通空白地帯の解消と高齢者福祉の観点から、コミュニティバス、通称みさとバスを運行しており、主に通院を目的とした利用があることから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、本町と近隣自治体と連絡する廃止代替バス路線及び広域的コミュニティバス路線については、町外への貴重な移動手段として位置づけられているため、新

たな利用者の確保は図りながら、その存続と路線維持に努めるとともに、ニーズに応じたダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し・検討を進めてまいります。

4、水道施設・生活排水処理施設の整備

令和6年4月より簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計へ移行します。世帯の減少や諸経費の高騰など、経営環境は年々、厳しくなっていますが、合理的、持続的な経営を念頭に、施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。また、地区個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しましては、整備方法の助言や維持管理の支援に努めてまいります。

5、環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携し圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を維持するため、分別収集の啓発を重点的に行い、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでまいります。また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視に継続して取り組んでまいります。

6、環境保全の推進

本町は緑豊かな山林や小丸川、耳川及び五十鈴川など美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7、住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅とストック総合改善事業等による改修改善工事を計画的に進めるとともに、適切な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。また、耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しを行い、維持管理費の削減に努めます。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づけられている移住定住支援の中から、住宅政策について重点を置き、空き家サブリース分譲地の整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上や定住促進、町産材の利用促進による地域産業の振興を図るため、町内で新築・増改築に要する経費に対して支援してまいります。

8、移住定住の促進

移住定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用したオーダーメイド移住ツアーの実施や、国・県の移住支援金を活用し、移住定住の促進を図ってまいります。また、住まいにつきましては、地区別定住戦略と連携し、官民一体となって、空き家バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

雇用につきましては、ハローワークやふるさと宮崎人材バンクと連携し、情報提供に努めてまいります。

9、情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、ケーブルテレビネットワーク網が町内全域にわたり整備されています。自主放送の充実を含め、その安定運営と維持管理に取り組むこととします。また、ネットワーク光化事業完了により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信機器の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に

努めます。また、デジタル改革関連6法の成立により、令和7年度まで地方公共団体の情報システムの標準化が法的に義務づけられていることから、国の方針に基づいた標準化基準に適合するシステム変更に向けて取り組んでまいります。

さらにSociety 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、デジタル化をめぐる動きをより一層、注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて検討を進めてまいります。

10、保健福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりとして、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上に努めてきました。本町の国民健康保険事業における医療費につきましては、1人当たり医療費の順位が県内で上位になっていることから、今後も住民の健康管理、疾病予防のため、受診率向上を図りながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、データヘルス第3期及び健康日本21第3次計画を基に、国民健康保険事業と後期高齢者保健事業、介護予防事業と連携し、一体的に生活習慣病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

母子保健については、妊婦健診補助回数を増やし、昨年度から実施しております産後ケア事業の対象拡大及び妊婦や未就学児世帯においてオンライン医療相談の導入により、親子の健やかな成長を支援してまいります。また、全ての妊婦子育て家庭がより安心して出産子育てができるよう、引き続き、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援や経済的支援を行ってまいります。

②社会福祉の充実

少子高齢化、超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら、福祉のまちとしての環境づくりをさらに進めてまいります。

③児童福祉の充実

町民が安心して子育てができる環境整備のため、中学生までの子供医療費の無償化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などを継続して推進するとともに、職員のスキルアップ等を通じ、保育所及び放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

また、DVや児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターと関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④高齢者福祉の充実

令和5年12月1日現在、本町における住民基本台帳の65歳以上の高齢化率は52.2%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。社会福祉協議会との連携により、独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、高齢者の自主的運動教室を継続するとともに、高齢者がそれぞれ関心等に合わせて参加できるような多様な通いの場所づくりを地域と共に推進し、高齢者が家に閉じ込めることのないよう、地域で支える仕組みづくりに努めます。高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、

医療・介護予防生活支援、住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催等充実を図るとともに、令和6年度からの3か年計画で策定した第9期介護保険事業計画を基に、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体事業を充実させ、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの拡充を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきませんが、引き続き、団塊の世代が後期高齢者医療保険に加入してくることから、医療状況を注視しながら、適正な運営に努めてまいります。

⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等の連携を図りながら障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、様々な地域課題の解決に向けて開設された障がい児・障がい者支援事業所相談サポート美郷と地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として開設された日向市東臼杵郡基幹相談支援センターの両センターと連携協力して、手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

併せて、令和6年度から3か年で策定した第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に沿って、事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と、児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面、健康管理など、多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年代層において、訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により、悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、日向地区広域消費生活センターとの連携による相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育等啓発活動を強化推進してまいります。

⑪医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健医療福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。

今日まで医療の提供はもとより保健福祉の充実という面においても、中核的な役割を担う機関として地域包括ケアの実践等に努めてきたところです。また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築しました。

今後は、新たに更新が予定されている第8次医療計画や地域医療構想に基づく医療提供体制の変革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学、医師会等の関係機関との連携

を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、関係機関と連携しながら、さらなる医療の充実を目指してまいります。

⑫防災対策の充実

近年、頻発する台風や豪雨、さらには近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するための防災減災対策が、喫緊の課題であると考えています。このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう様々な対策を組み合わせる必要があります。

防災行政無線の改修等のハード面や、自主防災組織や外部関係団体との連携等のソフト面の両面から、防災減災対策の強化を図ってまいります。

⑬消防救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり地域防災の要であります。地域密着性要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の維持向上に取り組みます。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託しております。これにより救急救命士による現場での傷病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ適格に伝えるなど、病院側の受入体制の充実も図られております。

さらに、救急救命士によるドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請判断を実施し、いち早い医療介入につなげております。今年度も関係機関との連携を強化するなど、業務の充実に努めてまいります。

⑭治山砂防河川対策の充実

治山砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命財産を守るため河川対策につきましては災害の発生を予防し、また、災害の拡大を防止することを目的として、築堤や河床堆積土砂の除去対策事業の導入に向けて、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨場の確保にも努めてまいります。

⑮防犯対策の充実

警察や駐在所連絡協議会日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪の未然防止に努めてまいります。併せて、犯罪被害者等が必要とする支援を推進し、町民が安心して暮らすことのできる社会を目指します。

⑯交通安全対策の充実

警察交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導委員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図ります。併せて、高齢者の交通事故防止を図るための美郷安全運転を推進するとともに、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

⑰教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、たくましい体、豊かな心、優れた知性を備え、郷土の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し、教育の振興を図ります。

また、昨年6月15日に閣議決定された教育振興基本計画において、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のづくり手の育成と、日本社会に根差したウ

エルビーイング多様な個人それぞれの幸せや生きがいの実現へ向けた教育の向上が掲げられました。

この2つの考え方を念頭に置き、その実現に向けて各事業に取り組んでまいります。

まず、生涯学習の推進につきましては、町立図書館を核として町民が主体的に学び地域生活に生かしていける環境の整備を行います。また、地域課題の解決に対する講座を設け、想像力や理論的思考力、チームワークを備えた人材の育成を促進いたします。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標であるふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ自分に自信と誇りが持てる心豊かな人材を育成するの実現に向け、本町の教育資源を生かした美郷ならではの一貫教育を推進します。特に、令和6年度は美郷南学園が学校種を義務教育学校に変更します。これにより町内全ての学校が義務教育学校となることから、さらなる施設の一体型両小・中一貫11年間の切れ目のない連続した学びの強みを発揮した教育活動を展開してまいります。

さらに、令和5年度に改正した教育支援センターにおいて、スクールカウンセラーの配置によるいじめや不登校等の諸課題の未然防止とその解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案の迅速な対応を行うなど、一人一人の悩みに寄り添える相談体制を構築してまいります。

社会教育の推進につきましては、未来に向けて、自らが社会のづくり手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持発展させていくため、町民に対する多様な学習機会の提供と各社会教育関係団体の活動を支援してまいります。

また、教育課程の推進家庭教育の推進としましては、生きる力と心の教育の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であることの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、各家庭の教育力の向上と地域による家庭教育支援体制の整備と充実を図ってまいります。そのため、各学校における家庭教育学級の活動支援と町主催による家庭教育推進大会を継続いたします。

⑱地域コミュニティ対策

地域の防災拠点となる自治公民館施設の整備促進と地域コミュニティの核となる自治公民館活動の活性を図り、その支援体制の強化に努めます。また学校を核とした地域づくりと地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行うコミュニティースクール事業、地域学校協働活動事業を推進してまいります。

⑲伝統文化の継承と活用

地域に伝わる伝統文化は、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であり、これをしっかりと継承することを目的として、保存継承活用を図ります。その手だてとして、後継者や指導者の育成を積極的に支援するとともに、郷土芸能保存事業を継続し、地域の貴重な伝統芸能の映像記録と保存を行ってまいります。

⑳国内外交流の推進

近年、グローバルのより一層の進展に伴い、これからの社会の担い手である子供たちには、国内外の多様な人々との協働によって未来をたくましく切り開いていく力を育むことが求められています。

現在、沖縄県豊見城との姉妹都市交流事業については、子供会育成連絡協議会などを介しての人事交流と産業、経済、行政の多様な交流により、友好の絆は確実により固く結ばれているところです。今後も平和の礎として継続し、さらには、史実

の保存と継承に努め、事業のさらなる充実を図ります。

韓国イムチョン中学校や扶余邑との国際交流事業につきましては、今年30周年となるイムチョン中学校との交流において、これまでの絆を生かし、より積極的に交流に努め、グローバルな人材の育成を目指してまいります。また、扶余邑との姉妹都市交流においては、町民レベルでの交流や韓国からの国際交流員によるハングル講座、幼児児童生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実・発展させてまいります。

②住民参加の促進

①広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を政策に反映させることが重要です。町民の町政に対する意見や提案を広く収集し町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

②町民との協働の推進

令和2年度から町内の24行政区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業を実施しています。各地区が主体となって計画した事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

③男女共同参画社会づくりの推進

まちづくりの計画策定や事業の運営に当たっては積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。また、各種委員の登用については、新たな人材の発掘と女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

②行政運営の充実・強化

厳しい財政状況の中、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。第6次美郷町行政改革大綱に基づき、今後も、本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、町民と行政が一体となった行政改革に取り組めます。

③財政運営の充実強化、地籍調査事業

①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。そのため、町税の適正で公正な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものはその動きを常に注視し、適正に本町への財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう、検証・見直しを行ってまいります。

②ふるさと応援寄附金

ふるさと応援寄附金につきましては、今後も返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、南郷地域の山三ヶ地区13.30平方キロメートル及び西郷地域の田代峰・千本地区6.45平方キロメートルについて、法務局装置業務を行います。この成果による登記管理をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

結びに、本町の令和6年度予算の編成に当たっては、令和4年発生 of 台風14号災害及び令和5年発生 of 台風6号災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、更

新時期を迎えたケーブルテレビ設備及び防災無線設備の大規模改修費等を新規に予算配分を行いました。

一方、積極的な行政運営を行うためにふるさと応援寄附制度及び企業版ふるさと納税制度の取組を一層強化するなど、あらゆる事業において、積極的な財源確保に最大限努力するものとします。併せて、各課事務事業及び補助金等の見直しなどを継続して実施し、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

結果、一般会計で総額が107億7,067万5,000円となり、令和5年度との比較では13億4,768万4,000円、14.3%の増額となりました。

特別会計については、4つの特別会計の予算額合わせて23億7,676万1,000円、令和6年度より公営企業会計となります。簡易水道事業会計が2億9,401万8,000円、同じく農業集落排水事業会計が1億7,241万円、病院事業会計の予算額が7億8,959万3,000円となり、一般会計と合わせた令和6年度の美郷町予算総額は144億345万7,000円となりました。

以上、令和6年度の施政方針と予算規模について述べましたが、豊かで活力のある安全・安心の里づくりの実現を目指して全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上で、施政方針を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、明日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようにお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時48分)